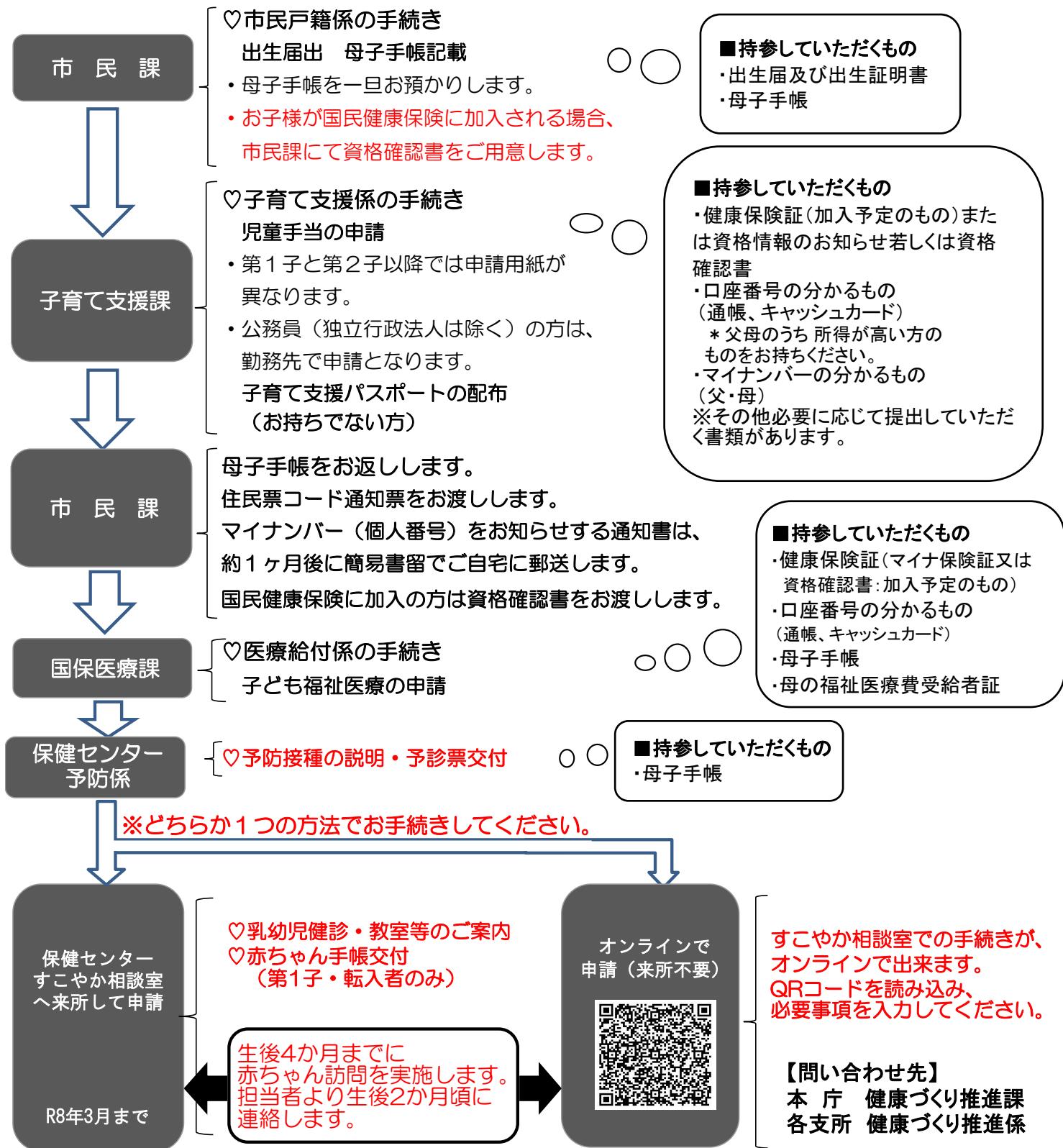




出生届の際に行う手続きについて(本庁)



●下記の手続きがあります。各担当課においてスムーズに手続きができるようご協力お願いします。



●国民年金保険料について…産前産後期間の国民年金保険料が免除になりますので、国保医療課国保年金係で申請手続きをしてください。

●出産育児一時金について…国保に加入している方で出産育児一時金の支給額より出産費用が少ない場合は、差額の支給対象となりますので、国保医療課国保年金係で申請手続きをしてください。

※上記は、市役所本庁での手続き方法です。

臼田支所・浅科支所・望月支所での手続きの場合は、下記の各支所での手続き方法を確認してください。

佐久市役所 ☎0267-62-2111

臼田支所 ☎0267-82-3111

浅科支所 ☎0267-58-2089

望月支所 ☎0267-53-3111



出生届の際に行う手続き～各支所～



- お子さんの出生時には、下記の手続きをお願いします。

市民係

♡市民係の手続き

○出生届出

- ・母子手帳を一旦お預かりします。
- ・母子手帳記載
- ・お子様が国民健康保険に加入される場合、市民課にて資格確認書をご用意します。

○子ども福祉医療の申請

○児童手当の申請

- ・第1子と第2子以降では申請用紙が異なります。
- ・公務員（独立行政法人は除く）の方は、勤務先で申請となります。

母子手帳をお返しします。

住民票コード通知票をお渡しします。

マイナンバー（個人番号）をお知らせする通知書は、約1か月後に簡易書留でご自宅に郵送します。

国民健康保険に加入の方は資格確認書をお渡しします。

■持参していただくもの

- ・出生届及び出生証明書
- ・母子手帳
- ・健康保険証（加入予定のもの）または資格情報のお知らせ若しくは資格確認書
- ・母の福祉医療費受給者証
- ・口座番号の分かるもの（通帳、キャッシュカード）
- * 父母のうち所得が高い方のものをお持ちください。
- ・マイナンバーの分かるもの（父・母）

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

健康づくり推進係

♡予防接種の説明・予診票交付

■持参していただくもの

- ・母子手帳

※どちらか1つの方法でお手続きしてください。

保健センター
すこやか相談室
へ来所して申請
R8年3月まで

- ♡乳幼児健診・教室等のご案内
- ♡赤ちゃん手帳交付
(第1子・転入者のみ)

生後4か月までに
赤ちゃん訪問を実施します。
担当者より生後2か月頃に連絡します。

オンラインで
申請（来所不要）



すこやか相談室での手続きが、
オンラインで出来ます。
QRコードを読み込み、
必要事項を入力してください。

【問い合わせ先】
本庁 健康づくり推進課

- 国民年金保険料について…産前産後期間の国民年金保険料が免除になりますので、国保医療課国保年金係で申請手続きをしてください。
- 出産育児一時金について…国保加入者で出産育児一時金の支給額より出産費用が少ない方は、差額の支給対象となりますので、市民係で申請手続きをしてください。



佐久市役所 0267-62-2111

臼田支所 0267-82-3111

浅科支所 0267-58-2089

望月支所 0267-53-3111